

## 第18回 南越前町まちづくり大会

参加者  
募 集

**日時** 令和5年3月12日(日) 午後1時～午後2時30分(開場は30分前から)

**場所** 南越前文化会館 大ホール

**内容** ●**発表** 令和3年度ふるさとの魅力発信推進事業 実践校 河野小学校6年生  
※河野小学校は最優秀賞を獲得しています。  
令和4年度ふるさとの魅力発信推進事業 実践校 今庄小学校6年生  
令和4年度ふるさと福井の魅力プレゼンテーション大会  
優秀賞 今庄小学校 5年 諸田 真大 さん  
つなげよう！未来へ～私たちのまち南越前町～ 南越前中学校 生徒会  
●**講演** テーマ「スポーツによるまちづくり」  
青木 千佳 氏(元オリンピック選手、南越前町教育委員会事務局職員)

■**問合せ** 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005

### 奨学金返還費用を補助します～定住化促進奨学金返還サポート事業～

申請書に必要な書類を添えて、教育委員会事務局まで申請してください。

申請書は、町ホームページからダウンロード可能です。

#### 申請できる方

- 大学等を卒業後、町内に居住し、奨学金を返還している方
- 大学等を卒業予定で、卒業後、町内に居住し、奨学金を返還する予定の方

#### 補助の内容

- 毎年の奨学金返還費用の1/3(年5万円上限)      ▪ 奨学金返還開始年度から起算して10年間を限度
- 一部を除き、他の返還支援制度との併用はできません。

詳細については、教育委員会事務局までお問合せいただくか町ホームページをご覧ください。

■**問合せ** 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005

## 軽自動車等の名義変更・抹消の手続きは確実に！！

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

軽自動車等を廃車したり、他人に譲渡したり、住所や氏名を変更した場合には、下記のところへ申告してください。手続きをされませんと、いつまでも軽自動車税が課税されますのでご注意ください。(使用していないものについても同様)

また、トラクター、コンバインなどの農耕車も「小型特殊自動車」として、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象になります。未申告の方は役場町民税務課税務係または各事務所で申告してください。

手続きの方法や必要書類については各申告先へお尋ね下さい。



車種	申告先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車、フォークリフトなど)	町民税務課・今庄事務所・河野事務所 TEL 0778-47-8014 (町民総務課直通)
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	福井運輸支局 TEL 050-5540-2057 (登録ヘルプデスク)
軽自動車(三輪・四輪・被けん引車)	軽自動車検査協会 福井事務所 TEL 050-3816-1774

※被けん引車：ボートトレーラーなど軽自動車の大きさのもの

軽自動車税は4月2日以降に廃車や譲渡手続きをされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

■**問合せ** 町民税務課 税務係 TEL 0778-47-8014